

印鑑レス取引規定

1. 規定の適用範囲

この規定は、払戻請求書等の書類に押印された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合することに代えて、窓口タブレットを使用して以下の方法により行う取引（以下、「印鑑レス取引」と言います。）に適用されるものとします。

（1）顔認証

お客さまのスマートフォン内の顔認証専用アプリに保存されている顔登録情報を用い、お客さまの顔および入力された暗証番号が届出の登録情報と一致することを、当金庫所定の方法により照合する方法。

（2）キャッシュカード認証

キャッシュカードを所定のカードリーダーに読み取らせ、入力された暗証番号とキャッシュカードの暗証番号が一致することを、当金庫所定の方法により照合する方法。

2. 規定の優先

本規定は、当金庫が定める各取引に係る規定（以下、「各種規定」と言います。）と一体として取扱い、各種規定と本規定で相違がある場合には本規定が優先して適用されるものとし、本規定に定めのない事項については、各種規定により取扱います。

3. 取引の方法

（1）顔認証またはキャッシュカード認証による印鑑レス取引は、当金庫の店頭に設置されている窓口タブレットまたはカードリーダーを利用して行います。

（2）印鑑レス取引においては、顔認証またはキャッシュカード認証に加え、当金庫所定の本人確認書類等の提示を求める場合があります。この場合、本人確認書類等の提示がない場合は、取引をお断りする場合があります。

4. 印鑑レス取引の謝絶

（1）次に定める場合においては、印鑑レス取引を行うことができません。

- ①本規定に定める要件を充足していない場合
- ②各種規定または本規定に違反している場合
- ③法令等により印鑑の押印が必要な取引を行う場合
- ④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない事由により機器の故障等が発生し、顔認証またはキャッシュカード認証を利用することができない場合
- ⑤当金庫が印鑑レス取引を行うことが相当でないと判断した場合

5. 印鑑レス取引の停止等

（1）当金庫は、以下の事由がある場合には、印鑑レス取引の適用を停止することがあります。

- ①お客さまが本規定に違反する等、当金庫が印鑑レス取引の停止を必要とする相当の事由が生じたとき

- ②住所や連絡先の変更等を行わなかった等、当金庫にとってお客さまの所在または連絡先が不明となったとき
- ③印鑑レス取引が、キャッシュカードの偽造・盗難・紛失等により不正に使用される恐れがあると当金庫が判断したとき
- ④その他印鑑レス取引を利用いただくことが不適當であると当金庫が判断したとき

(2) 当金庫は、印鑑レス取引の継続的な提供に支障があると判断したとき、その他必要と認めたときは、提供を中止し、または打ち切ることがあります。

(3) 当金庫が印鑑レス取引の適用を一時的に停止または提供を中止し、もしくは打ち切ることとした場合に、お客さまに損害が生じた場合であっても、当金庫に故意または過失があることを除き、一切の責任を負わないものとします。

6. 免責事項

印鑑レス取引において、届出印の照合に代わり顔認証またはキャッシュカード認証により本人に相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの取引に事故があっても、当金庫に故意または過失があるときを除き、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

7. 偽造カード等や盗難カードによる払戻し等

キャッシュカード認証で用いるキャッシュカードが偽造または変造カード、および盗難カードにより不正使用されて生じた払戻し等については、「中信キャッシュカード規定」を適用し取扱います。

8. 規定の変更

(1) 当金庫は、本規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2025年9月3日現在)